# いじめ防止基本方針

常葉大学附属常葉中学校 常葉大学附属常葉高等学校

> 平成26年9月1日実施 平成30年4月1日改定

## 目 次

## 《いじめ防止基本方針の策定》

	いじめ防止に関する基本的な考え方1
	いじめ問題に関する基本理念
	いじめの定義
3.	基本的な考え方 関係する生徒への対応
4.	
5. 6.	保護者への対応
Ο.	関係機関との連携
第2章	学校の組織・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
1.	組織の設置目的
2.	組織の構成
3.	組織の役割
4.	組織表
5.	いじめ防止のための措置
第3章	年間計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7
1.	いじめの未然防止のための活動計画
2.	いじめの早期発見・早期対応のための活動計画
3.	活動計画の点検と見直し
第4章	いじめの未然防止・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9
1.	基本的な考え方
2.	いじめの未然防止のための措置
第5章	いじめの早期発見・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・11
1.	基本的な考え方
2.	いじめの早期発見のための措置
第6章	いじめの早期対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・12
1.	基本的な考え方
2.	いじめの発見・通報を受けたときの対応
3.	いじめられた生徒又はその保護者への支援
4.	いじめた生徒への指導又はその保護者への助言
5.	いじめが起きた集団への働きかけ
6.	ネット上のいじめへの対応
第7章	重大事態への対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・14
1.	重大事態の定義と調査主体
2.	調査組織の設置と調査
《参考》	資料》いじめ防止対策推進法(抜粋)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

#### 《いじめ防止基本方針の策定》

この基本方針は、「いじめ防止対策推進法」に基づき本校におけるいじめ防止、いじめの 早期発見及びいじめについての基本的な考え方や具体的な対応について定めるとともに、 それらを実施するための体制について定める。

「いじめ防止対策推進法」成立:平成 25 年 6 月 21 日 公布:平成 25 年 8 月 28 日 施行:平成 25 年 9 月 28 日

#### 第1章 いじめ防止に関する基本的な考え方(第13条)

1. いじめ問題に関する基本理念

いじめはどの子どもにも起こりうるという事実を踏まえ、いじめ防止等のための対応にかかる基本方針の事項を定め、生徒が互いの違いを認め合い、支え合い、すこやかにたくましく成長できる環境をつくるとともに、生徒の尊厳を保持することを目的とした対策を総合かつ効果的に推進する。

- (1) いじめが全ての生徒に関係する問題であることから、生徒が安心・安全な教育環境の中で、学習等に取り組むことができるよう学校の内外を問わず、いじめの問題解決に努める。
- (2)全ての生徒がいじめを行わず、また加えて、観衆としてはやし立てたり、傍観者として見て見ぬふりをし、いじめを認識しながらこれを放置するようなことがないようにするため、いじめの問題に関する生徒の理解を深める。
- (3) いじめを受けた生徒の生命及び心身の保護をすることが特に重要であることを認識し、関係者の連携の下、いじめ問題を克服することを目指す。
- (4) いじめを絶対にゆるさないという姿勢のもと、いじめの防止のための取り組み、早期発見、早期対応のあり方、教育相談体制、生徒指導体制、校内研修などの積極的な取り組みを行う。
- (5) いじめに対しては、学校が組織的に対応すること、また、必要に応じて心理や福祉の専門家、弁護士、医師、警察官経験者、有識者(本校スクールカウンセラー等)など外部専門家等が参加することにより、より実効的ないじめの問題解決に努める。

#### 2. いじめの定義

いじめとは、「生徒等に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍しているなど、当該生徒と一定の人間関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為 (インターネットを通じて行われるものを含む)であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているもの」を言う。

いじめの表れとして、以下のようなものが考えられる。

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団から無視される
- ・軽く体を当てられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられたり、隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・ネット上で、誹謗中傷を受けたり、無断で画像や動画を載せられる 等
- 一つ一つの行為がいじめにあたるかの判断は、いじめられた子どもの立場に立つことが大切である。また、いじめには様々な表れがあることに気をつけて、いじめであるか判断する際に、「心身の苦痛を感じているもの」だけでなく、苦痛を表現できなかったり、いじめに本人が気づいていなかったりする場合もあることから、その子自身や周りの状況をしっかりと確認することも必要である。

#### 3. いじめに対する基本的な考え方

いじめは、どのような理由があろうとも絶対に許されない行為である。しかし、どの子どもにも、どこでも起こりうることを踏まえ、全ての子どもに向けた対応が求められている。

いじめられた子どもは心身ともに傷ついている。その大きさや深さは本人でないと実感できない。いじめた子どもや周りの子どもが、そのことに気づいたり理解しようとしたりすることが大切である。いじめが重篤になればなるほど、状況は深刻さを増し、その対応は難しくなるため、いじめを未然に防止することが最も重要となる。

いじめの未然防止には、いじめが起こりにくい人間関係を作り上げていくことが求められ、また、社会全体で、健やかでたくましい子どもを育て、こころの通い合う、温かな人間関係の中で、いじめに向かわない子どもを育てていく必要がある。「地域の子どもは地域で育てる」という考え方のもと、学校や家庭だけでなく、社会総がかりで、いじめの未然防止に取り組む必要がある。

#### (1) いじめの未然防止対策

- ①学習指導·特別活動·道徳教育
  - ・共生意識、共感意識をつくり出し、それぞれの資質や能力を育て上げる
  - ・授業規律の徹底と規範意識、帰属意識を高める集団づくり
  - ・コミュニケーション能力を育み、自信を持たせ、生徒の実態に配慮した授業展開
  - ・教科「道徳」等におけるモラル教育の充実
  - ・ホームルーム活動における望ましい人間関係づくりの活動
  - ・ボランティア活動の充実
- ②教育相談体制の充実
  - ・担任等による面接
  - スクールカウンセラーによる面談
- ③校内体制の確立
  - ・「いじめ防止対策委員会」を設置し、日常及び緊急時に組織的に対応する
- ④人権教育の充実
  - ・関係機関の協力を得て講演会等を実施し、人権意識を高揚させる
- ⑤いじめ根絶に向けた生徒が主体となった運動の実施
  - ・いじめ根絶に対する生徒会等による意識啓発活動
- ⑥各種通信(学年通信等)による啓発
  - ・望ましい人間関係の在り方、ネットトラブル等の未然防止
- ⑦日常の教育活動(授業、道徳教育、特別活動、部活動等)による豊かな心の育成
- ⑧保護者、地域、関係機関との緊密な連携による迅速な状況把握と情報共有

#### (2) いじめの早期発見・早期対応

- ①日常生活の中で、いじめのサインを見逃さないよう観察を重視し、いじめを積極的 に認知できるようにする
- ②心配な様子が見られる生徒に対して個人面接を実施
- ③生活実態調査(「学校生活アンケート」: 年2回)を実施
- ④担任面接の実施
- ⑤校内研修による教職員の意識の向上と緊密な情報交換
- ⑥校内外巡視等によるきめ細かな生徒観察
- ⑦いじめ問題は特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応し解決に臨む

- (3) いじめの早期発見のための子どもが出すサイン
  - ①日常の学校生活と比べ、表情や言動に変化がないか注目する
    - ・日頃と違う表情(視線)をしていないか
    - ・理由のはっきりしない遅刻や欠席が増えていないか
    - 落ち着きがなく、おどおどしている様子はないか
  - ②学級の雰囲気に注目する
    - ・学級全体に無気力感が漂っていないか
    - ・一部の子どもを中心に小集団化して、相互の対立や享楽的な雰囲気はないか
    - ・素直に自分を表現できているか
  - ③他の子どもと比べ違った言動や表情に注目する
    - ・グループを作るときにいつも最後まで残っている子どもはいないか
    - ・友達からの挨拶や言葉がけが少ない子どもはいないか
  - ④特定の子どもへの対応の違いに注目する
    - ・一緒に遊んでいる友達に異常なほど気遣いをしていないか
    - ・特定の子どもが失敗するとやじられたり、笑われたりしていないか

#### 4. 関係する生徒への対応

いじめが発見された場合には、深刻な事態にならないように、学校、家庭、地域等が 状況に応じて連携し、速やかに協力して対応していくことが求められる。

いじめられた子どもへの支援、いじめた子どもや周りの子どもへの指導など、状況を十分に把握した上で、具体的な取り組みを確認して対応していく。

状況によっては、警察や児童相談所、医療機関など関係機関等と連携する。

- (1) 関係生徒に対する迅速な事実確認(状況の正確な把握・確認)
  - ①いじめを受けた生徒の自尊感情を高めるように留意する
  - ②生徒の個人情報の取り扱い等、プライバシーについて十分に配慮する
- (2) 関係生徒への支援・指導
  - ①いじめを受けている生徒に対する支援
  - ②いじめられている生徒の苦痛を理解し、心配や不安を取り除くとともに、全力で守 り、継続的に支援する
  - ③長期的な相談支援(心のケア)
- (3) いじめを行った生徒に対する指導
  - ①いじめは決して許されないという毅然とした態度で、いじめをしている生徒の内面 を理解し、他人の痛みを知ることができるように根気強く指導する
    - ・相手の苦しみを理解させる指導
    - ・自分の行為と自分自身を見つめさせる指導
  - ②人間関係づくり
    - ・温かい人間関係をつくる大切さを実感させる指導
    - ・人間関係の修復とその維持を適切に実行させる指導
- (4) 観衆や傍観者になった生徒に対する指導
  - ①周りでおもしろがって見ていたり、見て見ぬふりをしたり、止めようとしなかった 生徒や集団に対し、自分たちでいじめ問題を解決する力を育成する
    - ・いじめを受けている生徒の苦しみを理解させる指導

- ・いじめをはやし立てたり、黙認する意識について見つめ直させる指導
- ・いじめを受けている生徒を助けることは、いじめを行っている生徒も助けること になることを認識させる指導
- ②関係生徒の個人情報については、その取り扱いについて十分に留意し、適切な支援・ 指導を行う

#### 5. 保護者への対応

学校にいじめの相談があった場合、どのようなケース(些細なこと)であっても誠実に対応することが大切である。相談の対応に関しては、複数の教職員で関わり、特定の教職員で抱え込まないようにする。また、学校は全力で問題解決をするという姿勢で臨み、保護者に少しでも安心感を与えられるように配慮する。

また、十分な調査を実施した上で、保護者に情報を提供し、その理解と協力のもと、 問題解決をしていくことが大切である。

- (1) いじめを受けた保護者に対する対応
  - ①親身になって相談を受ける
  - ②学校が持っている情報や調査内容の事実を迅速に伝える
  - ③保護者が置かれている状況を理解し、その心情や考えを十分に聴いた上で、学校の 方針や解決策を検討し、家庭と連携・協力して根本的な解決を図る
- (2) いじめを行った生徒の保護者に対する対応
  - ①学校が持っている情報や調査内容の事実を迅速に伝える
  - ②いじめは重大な問題であり、学校と家庭双方の指導が重要であることを認識しても らう
  - ③具体的な対処法や今後の生活改善について、家庭と連携・協力して根本的な解決を 図る
- (3) 全ての生徒・保護者に対する対応
  - ①保護者会の開催
    - ・いじめの問題が学級全体に不安や恐れを感じさせているなど、深刻な影響を与えている場合や、学級全体の意識を変える必要がある場合
    - ・いじめに関する情報が事実と異なる内容で広がり、共通理解を図る必要がある場合
  - ②保護者会での情報提供等については、関係生徒の個人情報の取り扱いに十分留意し、 適切に行う

#### 6. 関係機関との連携

いじめの問題に学校、家庭、地域の連携・協力だけでは十分対応しきれなかったり、 解決に向けて状況が変わらなかったりする場合は、関係機関と連携する。

例えば、本校において、いじめている子どもに対して指導しているにもかかわらず効果が上がらない場合などには、以下のような関係機関と適切な連携を図る。

- (1) 学校と警察や児童相談所等の関係機関と連絡を密にした情報共有体制の構築
  - ①静岡中央警察署少年サポートセンター
  - ②静岡市児童相談所 等

- (2) 医療機関等の専門機関と連携した教育相談の実施
  - ①静岡市こころの健康センター
  - ②関係生徒が通院する病院 等
- (3) スクールカウンセラー、心理・福祉の専門家(大学)、学校法人常葉大学顧問弁護士 との連携と協力体制を構築

#### 第2章 学校の組織(第22条)

#### 1. 組織の設置目的

この組織(以下「いじめ防止対策委員会」とする)はいじめ防止等のため、いじめ防止基本方針に基づき、いじめ防止等対策等のための組織の中核として、校長のリーダーシップの下、協力体制を確立し、本校の設置者である学校法人常葉大学本部とも適切に連携の上、本校の実情に応じた対策を推進することを目的とする。

#### 2. 組織の構成

いじめ防止対策委員会の構成は管理職である校長・教頭と生徒課長・学年主任(中等部主任含む)・養護教諭・担任とし、重大事態発生時は、専門家としてスクールカウンセラー・顧問弁護士等も加わることとする。

また日常的に、スクールカウンセラー・校長・教頭・生徒課長・学年主任・養護教諭 で構成する特別支援会議(週1回実施)との連携を図りながら情報を共有することを目 指す。

重大事態の中でも特に生徒の生命に関わるような事案については、静岡市こころの健康センター等の専門的支援も要請し、指導を仰ぐものとする。

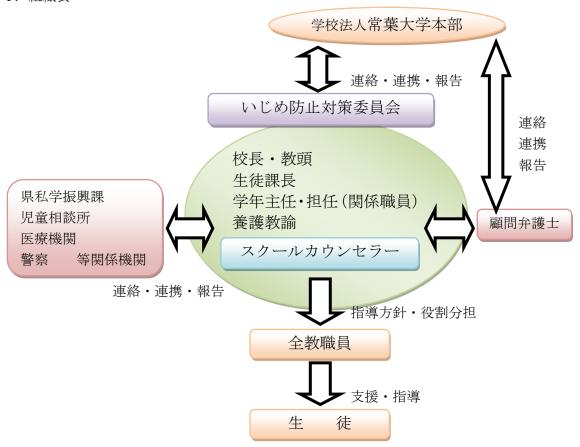
#### 3. 組織の役割

いじめ防止対策委員会(年3回実施)は、いじめの未然防止・早期発見・早期対応の ため以下の役割を実効的に行うものとする。

また、いじめ問題防止対策委員会は情報の収集・記録・共有や取り組み方針の企画立 案等、定期的に打ち合わせを行うものとする。いじめ事案発生時には、緊急会議を開い て対応を協議するなど、学校が組織的にいじめ問題に取り組むために中核的役割を担う。

- (1)活動計画予定の作成
- (2) アンケートの実施と結果分析
- (3) 生徒・保護者・地域へのホームページへの公開
- (4) いじめ等を発見した場合の対応
- (5) 重大事態への中核的な対応
- (6) 対応の検証と見直し (PDCAサイクル)

#### 4. 組織表



#### 5. いじめ防止のための措置

- (1) 平素からいじめについての共通理解を図るため、教職員及び生徒に対して、以下のようないじめ問題についての基本的な知識を持たせる。
  - ①いじめはどの生徒にも、どの学校にも起こりうるものである。
  - ②いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
  - ③いじめは大人が気づきにくいところで行われることが多く、発見しにくい。
  - ④いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
  - ⑤いじめはその行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
  - ⑥いじめは教職員の生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
  - (7)いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりを持っている。
  - ⑧いじめは学校、家庭、地域社会等、全ての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体 となって取り組むべき問題である。
- (2) いじめに向かわない態度・能力を育成するために、自他の存在を認め合い、尊重し あえる態度を養うことや、生徒が円滑に他者とのコミュニケーションを図る能力を育 てることが必要である。

そのために、教職員が生徒に対し愛情を持ち、配慮を必要とする子ども達を中心に 据えた、温かい学級経営や教育活動を展開していく。これにより、生徒に自己存在感 や充実感を与えることができる。その上で、授業をはじめ学校生活のあらゆる場面に おいて、他者と関わる機会を工夫し、それぞれの違いを認め合う仲間づくりをしてい く。 (3) いじめが生まれる背景を踏まえ、指導上の注意としては、教職員の何気ない言動が、 子ども達を傷つけ、結果としていじめを助長してしまう場合があることを理解してお く必要がある。また、教職員の温かい声かけが、「認められた」と自己肯定感につなが り、生徒達を大きく変化させることも理解しておかなければならない。

分かりやすい授業づくりをすすめるために、教職員間でコミュニケーションを図ることが大切である。また、先輩教職員に授業に関する相談をするなど、気軽に話ができる雰囲気づくりも必要である。その上で、全ての生徒が授業に参加し、活躍できるように工夫していく。

- (4) 自己有用感や自己肯定感を育む取り組みとして、授業や行事において、生徒を認める声かけを多くしていくことが大切である。そのためには、生徒一人ひとりの様子をしっかりと観察し、声かけのタイミングを見逃さないようにすることである。
- (5) 生徒が自らいじめについて学び、取り組む方法として、ホームルーム等において具体的な事例を紹介し、自分がその場においてどのような行動を取るべきか、また、いじめに発展しないためにはどうするべきか等を考えさせていく。そのために教職員は、いじめ防止のための知識やその方法について、常に研鑽を積み重ねていじめを未然に防止することに努めていかなければならない。

#### 第3章 年間計画

- 1. いじめの未然防止のための活動計画
- (1) 生徒への啓発活動

生徒一人ひとりに発達段階に応じた社会性や規範意識を身につけさせ、思いやりなどの豊かなこころを育み、心の通う人間関係作りやコミュニケーション能力の基礎や人権感覚を養うために、日常の生活・授業・行事など全ての教育活動において、折に触れ学級・学年・学校全体で生徒への啓発活動を行っていく。また、携帯安心講座などの講座・講演を実施し、いじめ防止の啓蒙に努める。

#### (2) 生徒の自主的活動の場の設定

学級活動や生徒会活動などで生徒会とも連携し、生徒が自主的にいじめについて考える機会を設け、また、学校行事に積極的に参加することにより、自己有用感を育てるよう促す。

#### (3) 保護者や地域への啓発活動

保護者や地域に対して、生徒の様子に目を配り、いじめに関する情報を得た場合に は直ちに学校に相談するよう啓発していく。

保護者についてはPTA総会や学級懇談会等を利用し、いじめに関する情報や学校の取り組みを知らせ、協力をお願いする。地域住民の方に対しては、学校ホームページ等を通じて本校の取り組み等を周知し理解や協力を求めていく。

#### (4) 職員の資質向上

本校の全教職員に対し、年度初めの早い時期に、この「基本的考え方」の内容の理解を徹底させ、全教職員がいじめに対し一致した認識で対応できるようにする。また、本校の全教職員に対して、いじめに対する意識調査を実施するとともに、校内研修を実施し、資質向上に努める。全教職員が情報を共有できるよう1年に1回以上、いじ

めの事例検討などを含む研修を行う。

## 2. いじめの早期発見・早期対応のための活動計画

#### (1) 生徒の実態把握

生徒に対する日常的な観察を基盤に、定期的なアンケート調査を年2回(7月・2月)実施する。また、5月の担任との二者面談、夏期休暇中の三者面談、11月の保護者面談等において生徒個別の状況に即した聞き取りなどを行い、必要があれば迅速かつ組織的に対応する。

#### (2) 相談体制の整備

担任・副担任や教科担当をはじめとして、生徒課長、養護教諭によるカウンセリング指導を日常的に行う。また、スクールカウンセラーが週1回来校し、教育相談として専門家の立場から生徒・保護者へのカウンセリングを行う。

#### 3. 活動計画の点検と見直し

#### (1) いじめ防止対策委員会による活動計画・内容の点検

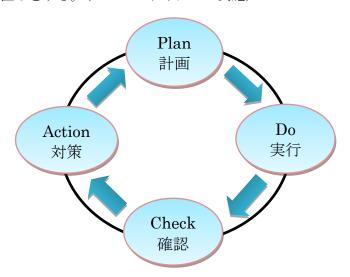
生徒の実態把握のためのアンケートを実施し、担任による学級の実態把握後、問題がある場合はいじめ防止対策委員会に報告し対応するとともに、いじめの内容について分析を行い、必要があればその後の活動計画を見直す。

#### (2)活動計画の見直しと周知徹底

下記の活動計画を見直した場合、その意図と具体的な取り組み方法について全教職員に周知徹底をする。

#### (3) 年度の終わりに行う総括

いじめ防止対策委員会は年度の終わりに検証を行い、年間の総括と改善点を提示し、 教職員に周知徹底する。また、次年度により良い活動ができるように、学校自己評価 でも検証と見直しをする。(PDCAサイクルの実施)



## (4)活動計画予定

	内 容	主な学校行事等
4月	・「いじめ防止基本方針」の確認	・入学式
	・第1回いじめ対策防止委員会	・新入生ゼミ(中1、高1)
		・遠足(中2・3、高2・3)
		・二者面談~5月
		・PTA 総会、学級懇談会
5月		・カウンセラー講話(中学)
		・携帯安心講座(中1、高1)
		・親子進路ガイダンス(高3)
		・北海道修学旅行(中3)
		・常葉祭
6月		・Q-U 実施(中 1 、高 1 )
		・カウンセラー講話 (中学)
	・生徒課研修会	・球技大会
7月	・「学校生活アンケート」実施とまとめ	・芸術祭
	・第2回いじめ対策防止委員会	・ <u>三者面談~8月</u>
8月		
9月		・カウンセラー講話 (中学)
ЭЛ		・海外語学研修(高2GSコース)~10月
		・体育祭
10月		・キャンプ (中学)
10/1		・親子進路ガイダンス(高1・2)
		・Q-U 実施(中 1 、高 1 )
11月		・ <u>保護者面談(又は三者面談)</u>
		・芸術鑑賞会
12月		・合唱コンクール(中学)
		・沖縄修学旅行(高2常大進学コース)
1月		・カウンセラー講話(中学)
2月	・「学校生活アンケート」実施とまとめ	・スキー合宿 (中2)
		・合唱コンクール(高1・2)
3月	・第3回いじめ対策防止委員会	・卒業式

### 第4章 いじめの未然防止

#### 1. 基本的な考え方

いじめはどの子どもにも起こりうる、どの子どもも被害者にも加害者にもなり得るという事実を踏まえ、生徒の尊厳が守られ、生徒をいじめに向かわせないための未然防止に、全ての教職員が取り組む。

未然防止の基本となるのは、生徒が周囲の友人や教職員と信頼できる関係を築く中で、安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できることが重要である。また、生徒に集団の一員としての自覚や自信が生まれることにより、互いを認め合える人間関係・学校風土を生徒自らが作り上げていくことも重要となる。

#### 2. いじめの未然防止のための措置

#### (1) いじめについての共通理解の必要性

いじめの様態や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて、校内研修や職員会議等で周知を図り、平素から教職員全員の共通理解を図る。また、生徒に対しても、全校集会や学級活動などで教職員が、日常的にいじめの問題に触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気を学校全体に醸成していく。常日頃から、生徒と教職員がいじめとは何かについて具体的な認識を共有する手段として、生徒会が主催するマナーアップ活動等の中で、何がいじめなのかを具体的に列挙し、定期的に自己を振り返るようにしていく。

#### (2) いじめに向かわない態度・能力の養成

本校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、朝読書・体験活動などの推進により、生徒の社会性を育むとともに、幅広い社会体験、生活経験の機会を設け、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を養うことが大切だと考える。また、自他の意見の相違があっても、互いを認め合いながら建設的に調整し、解決していく力や、自分の言動が相手や周りにどのような影響を与えるかを判断して行動できる力など、生徒に他者と円滑にコミュニケーションがとれるように指導していく。

#### (3) いじめが生まれる背景と指導上の注意

いじめ加害の背景には、勉強や人間関係のストレスが関わっていることを踏まえ、授業についていけない焦りや劣等感などが過度のストレスにならないよう、一人ひとりを大切にしたわかりやすい授業作りをすすめていき、学級や学年、部活動等の人間関係を把握して一人ひとりが活躍できる集団作りをすすめていく。また、ストレスを感じた場合は、それを他人にぶつけるのではなく、運動・スポーツや読書などで発散したり、誰かに相談したりするなど、ストレスに適切に対応できる力も育んでいく。なお、教職員の不適切な認識や言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよう指導のあり方には細心の注意を払わなければならない。教職員による「いじめられる側にも問題がある」という認識や発言は、いじめている生徒や周りで見ていたり、はやし立てたりしている生徒を容認するものに他ならず、いじめられている生徒を孤立させ、いじめを深刻化する恐れがある。また、障害(発達障害を含む)についても適切に理解した上で、指導にあたることが大切である。

#### (4) 自己有用感や自己肯定感を育む

ねたみや嫉妬などいじめにつながりやすい感情を減らすために、全ての生徒が「認められている」、「満たされている」という思いを抱くことが出来るように、教育活動全体を通じ、生徒が活躍でき他者の役に立っていると感じ取ることが出来る機会を、全ての生徒に提供し、生徒の「自己有用感」が高められるよう努める。その際、本校の教職員はもとより、家庭や地域の人々などにも協力を求めていくことで、大人からも認められているという思いが得られるよう工夫する。また、「自己肯定感」を高められるよう、困難な状況を乗り越えられるような体験の機会などを積極的に設けていく。

#### (5) 生徒自らがいじめについて学び、取り組む

生徒自らがいじめの問題について学び、そうした問題を生徒自身が主体的に考え、 生徒自身がいじめ防止を訴えるような取り組みを推進していく。(生徒会が中心となり

#### いじめ防止宣言を作成するなど)

例えば「いじめられる側にも問題がある」「大人に言いつける(チクる)ことは卑怯である」「いじめを見ているだけなら問題はない」などの考え方は誤りであることを学んだり、ささいな嫌がらせや意地悪であっても、しつこく繰り返したり、みんなで行ったりすることは、深刻な精神的危害になることなども学べるようにしていく。

#### 第5章 いじめの早期発見

#### 1. 基本的な考え方

いじめは大人の目につきにくい時間や場所で行われたり、遊びを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく、判断しにくい形で行われることを認識する必要がある。また、たとえささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する必要もある。

教職員は日頃から生徒の見守りや信頼関係の構築等につとめ、生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つとともに、教職員相互が積極的に生徒の情報交換を行い、情報を共有し組織的に対応することに努める。

#### 2. いじめの早期発見のための措置

本校では、定期的なアンケート調査(年2回実施)や定期的な面談などを実施し、いじめの実態把握に取り組むとともに、生徒が日頃から悩みを訴えやすい雰囲気を作る。 また、様々な場面で教職員が知り得た情報を共有するために、学年会議や職員会議を活用し組織的な対応を心がけていく。

生徒およびその保護者、教職員が協力し、抵抗なくいじめに関して相談できる態勢を整備するとともに、生徒や保護者の悩みを積極的に受け止められているか、適切に機能しているかなどを定期的に点検し、また、保健室の利用や教育相談(カウンセリング)等の利用や、電話相談窓口の存在についても広く周知させていく。なお、教育相談等で得た生徒の個人情報については、対外的な取り扱いの方針を明確にし、適切に取り扱う。

定期的なアンケートや教育相談以外にも、いじめの早期発見の手立ては、休み時間や 放課後の雑談の中などで生徒の様子に目を配ることや、生活日誌(中等部)を活用して 交友関係や生活状況を把握し指導に役立てる。また、いじめの早期発見のために、子ど もが出す下記のようなサインを見逃さないようにする。

## (1) いじめの早期発見のための子どもが出すサイン

旧常の学校生活と比べ、表情や言動に変化がないか注目する

- ・日頃と違う表情(視線)をしていないか
- ・理由のはっきりしない遅刻や欠席が増えていないか
- 落ち着きがなくなったり、おどおどしている様子はないか

### 学級の雰囲気に注目する

- ・学級全体に無気力感が漂っていないか
- ・一部のボス的な子どもを中心に小集団化して、相互の対立や享楽的な雰囲気はないか。
- ・素直に自分を表現できているか

#### 他の子どもと比べ違った言動や表情に注目する

- グループを作るときにいつも最後まで残っている子どもはいないか
- ・友達からの挨拶や言葉がけが少ない子どもはいないか

## 特定の子どもへの対応の違いに注目する

- ・一緒に遊んでいる友達に異常なほど気遣いをしていないか
- ・特定の子どもが失敗するとやじられたり、笑われたりしていないか

#### (2) 早期発見のための3つの手立て

#### 「観察]

・授業だけでなく休み時間等にも声をかけて、子どもの様子に注意を払う

#### 「情報収集」

・定期的な面談・教育相談・生活日誌(中等部)などを通して、子どもや保護者からの情報を積極的に収集する

#### [調査]

・収集された情報を基に、必要があれば、いじめ防止対策係を中心に複数の教職員 で関係生徒の聞き取りなどを速やかに行う

#### (3) ネットいじめの発見

本校の生徒課が定期的に情報を収集し、本校生徒に関係するネット上の画像および 内容について以下の基準によりチェックを行う。場合によっては外部専門家を活用す る場合がある。また、ネットに関する指導を子どもたちに理解させ、以下の行為をし ないように指導する。

- ・法律、校則に触れる画像、内容をネット上に掲載しない
- ・他人を誹謗中傷する画像、内容をネット上に掲載しない
- ・性的な画像、内容をネット上に掲載しない
- ・問題ある画像、内容が発見された場合は、複数の教員で状況を調査して保護者へ 連絡すると共に、本人への指導を行う。なお、携帯電話(スマートフォン)は内 規に基づき一定期間学校で預かる

#### 第6章 いじめへの早期対応

#### 1. 基本的な考え方

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。被害生徒を守り通すという観点から、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害生徒を指導する。その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。

教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携し対応 に当たる。

#### 2. いじめの発見・通報を受けたときの対応

遊びや悪ふざけなどいじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為をやめさせる。また、生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴し、ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある場合は、早い段階から的確に関わりを持つようにする。その際、いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保することを優先する。

発見・通報を受けた教職員は一人で抱え込まず、いじめ防止対策委員会に直ちに情報を提供し、その後は、いじめ防止対策委員会が中心となり、速やかに関係生徒から事情を聞き取るなどして、いじめの事実確認を行う。事実確認の結果は、校長・教頭や関係職員が責任を持って被害・加害生徒の保護者に連絡する。

学校が、加害生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合において、また、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認めるときは、いじめられている生徒を徹底して守り通すという観点から、ためらうことなく所轄警察署と相談して対処する。

なお、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、対応を委ねる。

#### 3. いじめられた生徒又はその保護者への支援

いじめられた生徒から事実関係の聴取を行う際、いじめられている生徒にも責任があるという考え方はあってはならない。「いじめを受けた生徒が悪いのではない」ことをはっきり伝え、自尊感情を高めるよう留意する。また、生徒の個人情報の取り扱い等、プライバシーには十分に留意して以後の対応を行う。

家庭訪問や電話連絡等により、できる限りその日のうちに、保護者に事実関係を伝える。いじめられた生徒やその保護者に対し、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を取り除くとともに、事態の状況に応じて、複数の教職員の協力の下、当該生徒の見守りを行うなど、いじめられた生徒の安全を確保する。あわせていじめられた生徒にとって信頼できる人(親しい友人や教職員、家族、地域の人など)と連携し、いじめられた生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことが出来るようにする。また、必要に応じていじめた生徒を別室において指導するなど、状況に応じた指導を行う。いじめられた生徒が落ち着いて教育を受けられる環境の確保をする。また、必要に応じて心理や福祉の専門家、警察官経験者(スクールサポーター)などの外部専門家の協力を得て、生徒の安心・安全を確保していく。

いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折に触れ必要な 支援を行っていく。また、事実確認のための聞き取りやアンケート等により判明した情 報に対し適切に対応していく。

#### 4. いじめた生徒への指導又はその保護者への助言

いじめたとされる生徒からも事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合、学校は複数の教職員が連携し、必要に応じて心理や福祉等の専門家、スクールサポーターなど外部専門家の協力を得て、組織的にいじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。また、事実関係を聴取したら、迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。

いじめた生徒への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を 脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた生 徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該生徒の安心・安全や、健全な人 格の形成に配慮する。また、生徒の個人情報の取り扱い等、プライバシーには十分に留 意して対応を行っていく。

状況に応じて、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下、特別の指導計画による指導のほか、更に出席停止や警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をする。なお、教育上必要があると認めるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、生徒に対して懲戒を加えることもある。ただし、いじめは様々な要因があることを鑑み、懲戒を加える際には、主観的な感情にまかせて一方的に行うのではなく、教育的配慮に十分に留意し、いじめた生徒が自らの行為の悪質性を理解し、健全な人間関係を育むことが出来るよう成長を促す目的で行うものとする。

#### 5. いじめが起きた集団への働きかけ

いじめを見ていた生徒に対しても、自分の問題としてとらえさせ、たとえいじめをやめさせることは出来なくても、学校や保護者などに知らせる勇気を持つよう指導する。また、はやし立てるなど同調していた生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。なお、学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるように指導する。

いじめの解決とは、加害生徒による被害生徒に対する謝罪や関係改善のみで終わるものではない。被害生徒と加害生徒をはじめとし、双方を取り巻く全員を含む集団が、好ましい状態を取り戻し、新たな活動に踏み出すことができるようにする。また、全ての生徒が、集団の一員として互いを尊重し、認めあえる人間関係を構築できるよう指導をする。

#### 6. ネット上のいじめへの対応

ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除させる。名誉棄損やプライバシーの侵害などがあった場合、プロバイダに対し違法な情報発信停止や削除を求めるなど、速やかに必要な措置を行う。こうした措置をとるに当たり、必要に応じて法務局又は地方法務局の協力を求める。なお、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害を生じる恐れがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、対応を委ねる。

### 第7章 重大事態のへの対応(第28条)

1. 重大事態の定義と調査主体

#### (1) 重大事態の定義

- ①いじめ防止対策推進法第28条に規定されている「重大事態」とは具体的に以下のような場合を指す。
  - ・生徒が自殺を企図した場合
  - ・身体に重大な傷害を負った場合
  - ・金品等に重大な被害を被った場合
  - ・精神性の疾患を発症した場合 等
- ②いじめにより「相当の期間学校を欠席する」場合の相当の期間とは、年間30日間を目安とする。ただし、生徒が一定期間連続して欠席しているような場合などには、 上記目安にかかわらず、学校の判断により迅速に調査に着手する。
- ③さらに生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、その時点で本校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とは言えない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査に当たる。

## (2) 重大事態の報告

- ①重大事態が発生した場合、本校から常葉大学法人本部(以下:本部)に報告する。
- ②学校あるいは本部は県私学振興課に事態発生について報告する。

### (3)調査の趣旨および主体

- ①第28条の調査は、重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するために行うものとする。
- ②重大事態が発生した場合には、直ちに本部に報告し、その事案の調査を行う主体や どのような調査組織とするかについて判断する。

- ③調査の主体は、学校が主体となって行う場合と本部が主体となって行う場合がある。
- ④事案の経緯や特性、いじめられた生徒は又は保護者の訴えなどを踏まえ、学校主体の調査では、重大事態への対処および同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと本部が判断する場合や、学校の教育活動に支障が生じる恐れがある場合には、本部において調査を実施する。

#### 2. 調査組織の設置と調査

- (1)調査を行うための組織
  - ①本校又は本部は、その事案が重大であると判断したときは、当該重大事件にかかる 調査を行うため、速やかにその下に組織を設けることとする。
  - ②この組織は、学校法人常葉大学顧問弁護士、医師、学識経験者や心理・福祉の専門家などで構成する。当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しないもの(第三者)について、職能団体や大学などからの推薦等により参加を図り、当該調査の公平性・中立性を確保するようにする。
  - ③学校が調査の主体となる場合、いじめ防止対策委員会を母体として、当該重大事態の 性質に応じて適切な専門家を加えることもある。
- (2) 事実関係を明確にするための調査の実施
  - ①事実関係の確認
    - ・重大事態に至る要因となったいじめ行為を明確にする
    - ・誰からいじめを受けたか、どのような様態であったか明確にする
    - ・いじめを生んだ背景事情や生徒の人間関係にどのような問題があったかを明確に する
    - ・学校がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り明確にする
  - ②調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の訴訟等への対応を直接の目的とするものではないことは言うまでもなく、学校と本部が事実に向き合うことで当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものとする
  - ③第28条の調査を実りあるものとするために
    - ・本校あるいは学校法人常葉大学に不都合なことがあったとしても、事実と向き合うことが重要である
    - ・本部又は本校は、関係機関等に対して積極的に資料を提供すると共に、調査結果 を重んじ主体的に再発防止に取り組む
- (3) いじめられた生徒からの聴き取りが可能な場合
  - ①いじめられた生徒から十分に事情を聴くと共に、他の生徒や教職員からも書き取り 調査や聴き取り調査を行う。その際、いじめられた生徒や、情報を提供してくれた 生徒を守ることを最優先とした調査を行う(例えば、質問票の使用に当たり個別の 事案が明らかになり、被害生徒の学校復帰が阻害されることのないように配慮する)
  - ②いじめられた生徒に対しては事情や心情を聴取し、その状況に合わせて継続的なケアを行い、落ち着いて学校生活に復帰できるように支援をする
- (4) いじめられた生徒からの聴き取りが不可能な場合
  - ①生徒の入院や死亡など、いじめられた生徒からの聴き取りが不可能な場合は、当該 生徒の保護者の要望や意見を十分に聴く
  - ②迅速に当該保護者と今後の調査について協議し着手する。調査方法としては、在籍

## (5) 自殺の背景調査における留意事項

- ①生徒の自殺という事態が起こった場合の調査のあり方
  - ・その後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施する
  - ・この調査においては、亡くなった生徒の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過 を検証し再発防止策を講ずる
  - ・遺族の気持ちに十分配慮しながら実施する
- ②いじめがその要因として疑われる場合の背景調査
  - ・第 28 条第 1 項に定める調査 (重大事態の調査) に相当することになり、そのあり 方については「児童生徒の自殺が起きたときの調査の指針」(平成 23 年 3 月児童 生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議) を参考とする

#### (6) 調査結果の提供および報告

- ①いじめを受けた生徒及びその保護者に対し情報を適切に提供する
  - ・調査結果がはっきりしていない段階では、生徒及びその保護者に情報提供はせず、 混乱を招かないように調査中であることをはっきり伝える
  - ・本部又は学校は、事実関係等その他の必要な情報を提供する
- ②調査により明らかになった事実関係(いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような様態であったか、学校がどのように対応したか)について、いじめを受けた生徒やその保護者に対して説明する
- ③情報提供に当たっては適時経過報告も行い、本部又は本校は、生徒のプライバシーなど関係者の個人情報に十分配慮し適切に提供する
- ④個人情報保護を盾に説明を怠らない
  - ・質問紙調査の実施により得られたアンケート内容については、いじめられた生徒 又はその保護者に提供する場合があることを、調査対象となる在校生やその保護 者に説明する
  - ・本校が調査を行う場合においては、本部は情報提供の内容や方法・時期などについて、必要な指導および支援を行うものとする

#### (7)調査結果の報告

- ①調査結果については、県私学振興課に報告する
- ②いじめを受けた生徒または保護者が希望する場合には、いじめを受けた生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて県私学振興課に報告する
- ③報告の結果、県私学振興課より再調査の依頼があった場合は、本部と本校が協議し、 再調査を実施する。

《参考資料》いじめ防止対策推進法(抜粋)

## 第8条【学校及び学校の教職員の責務】

学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめ防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われたときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

#### 第9条【保護者の責務】

- 1 保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。
- 2 保護者は、その保護する児童等がいじめを受けた場合には、適切に当該児童等をいじめ から保護するものとする。
- 3 保護者は、国、地方公共団体、学校の設置者及びその設置する学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。
- 4 第1項の規定は、家庭教育の自主性が尊重されるべきことに変更を加えるものと解してはならず、また、前3項の規定は、いじめ防止等に関する学校の設置者及びその設置する学校の責任を軽減するものと解してはならない。

#### 第13条【学校いじめ基本方針】

学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に 応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるもの とする。

#### 第22条【学校におけるいじめ防止等の対策のための組織】

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

#### 第28条【重大事態への対処】

- 1 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態(以下「重大事態」という。)に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。
  - ①いじめにより当該学校に在籍する生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
  - ②いじめにより当該学校に在籍する生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- 2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実 関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。
- 3 第1項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規 定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援をするもの とする。